

委員会におけるオンラインによる参考人招致(事実上の参考人)について

1. 経 緯

令和3年10月開催の委員長会議で、委員会におけるオンラインによる参考人招致の提案があり、令和4年3月開催の代表者会議で、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害が発生した場合において、委員会を招集する場所に参考人が出頭することが困難であると認めるときは、オンラインによる参考人招致を行うことができるとする「事実上の参考人」を認め、また、議会運営委員会では、その申し合わせ事項を決定した。

一方で、委員会活動においては、いろいろな方のご意見を聞く機会を増やすという原則を優先すべきであり、オンラインによる参考人招致は災害時等に限定する必要はないのではないかなど意見があり、「事実上の参考人」招致を行うことができる場合について、引き続き代表者会議で検討することとなった。

2. 対応案

今後の対応については、以下のとおり2案考えられる。

第1案：限定なし

対象を限定せず、広く活用できるよう所要の改正を行う。

理由①全国市議会議長会では、オンラインによる委員会の開催について、委員の出席は新型コロナウイルスや災害の発生等に限定しているが、オンラインによる参考人招致は条件(制限)なしでの運用を提案している。

②委員会活動の活性化を図るためには、幅広く様々な方々の意見をフレキシブルに聞くことが非常に大事である。

第2案：現行どおり

オンラインによる参考人招致を実施する準備を整え、必要となるノウハウの蓄積に向け、複数回実施を重ねた上で運用上の課題等を踏まえ、対象拡大について検討していく。

理由①感染症のまん延防止と災害の場合のみに限定してオンラインによる参考人招致を可能としてからまだ開催実績がない。

②オンラインによる参考人招致は、対面式に比べて意思疎通が取りづらい、質問しにくい、機器のトラブル等の懸念も残る。